



ガバナンス

企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーから信頼され、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

CSRマネジメント

社会・地球の持続的発展への貢献をめざす アイシングループのCSR活動

CSRの推進はアイシングループが長期安定的に成長し発展していくための基盤であり、企業統治の前提です。この考え方を実行に移すために、社会・地球の持続的発展への貢献や、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めることなどを「アイシングループ企業行動憲章」として定め、これに基づき、様々なテーマでCSR活動を推進しています。

また、海外のグループ会社に対しても、各国・各地域の実情を踏まえ、本憲章に基づきCSRの推進を図っています。



アイシングループ企業行動憲章
従業員用配布カード

教育・啓発を通じて 企業行動憲章を浸透、実践

アイシングループでは、全ての従業員が「アイシングループ企業行動憲章」の精神を実践できるよう、具体的な行動基準となる「社会的責任を踏まえた行動指針」を策定し推進しています。

この行動指針においては、本憲章で定めた9つの原則である「安全・品質・持続可能な社会への貢献」「コンプライアンス」「情報開示・コミュニケーション」「人権の尊重」「多様な働き方の実現・職場環境の充実」「環境」「社会参画と発展への貢献」「危機管理の徹底」「経営トップの姿勢」について、それぞれにQ&Aを設けることで、誰にでも分かりやすいものにするともに、全従業員に周知し、指針に基づく行動の徹底を図っています。

また、従業員一人ひとりにCSRに対する意識を浸透させ、企業市民としての視点を踏まえた取り組みを定着させるために、グループ主要13社でCSRマネジメント研修（管理者向け）とCSR基礎研修（一般の従業員向け）を実施しています。加えて、海外拠点の経営幹部層には、マネジメント力向上や、アイシングループの価値観・行動原則である「AISIN WAY」の理解・浸透を目的としたトップマネジメント研修を実施しています。

アイシングループ企業行動憲章の改定

昨今、国際社会においては、持続可能な社会実現に向け、企業に対して「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みなど、環境・社会課題の解決に向けた具体的なアクションが求められています。このような状況を踏まえ、アイシングループでは「アイシングループ企業行動憲章」を2019年5月に改定しました。新たに、「持続可能な経済成長と社会的課題の解決への貢献」「すべての人々の人権の尊重」などを明記し、本憲章の理念・行動基準を国内外全てのアイシングループ従業員に周知し、徹底していきます。

コーポレート・ガバナンス

公正で透明性の高い経営をめざして

アイシングループでは、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長・発展していくことをめざしています。その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動が重要であると考えています。

社外取締役3人の選任をはじめ、政府が進める成長戦略の一環として金融庁と東京証券取引所が発効した「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

基本方針

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

内部統制の整備と強化

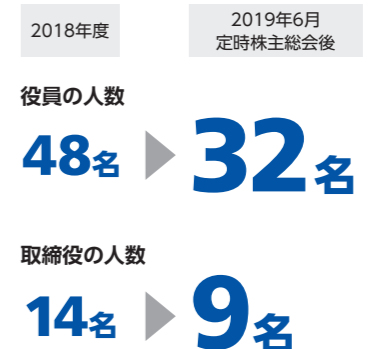
内部統制の整備においては、取締役会で決議した「内部統制に関する基本方針」に基づき強化を図っています。

具体的には、グループ主要13社が参画する「（連結）企業行動倫理委員会」「（連結）危機管理委員会」「（連結）環境委員会」「（連結）安全衛生委員会」などで、業務執行の適正化とリスク最小化に向けた基本方針の策定・展開、各種ガイドや研修を通じた周知徹底、実務活動を実施。実効性を現地・現物で確認するために、委員会によるモニタリングを行っています。内部監査部署による監査活動では、2018年1月からグループ主要13社の監査機能をグループ本社に集約し、グループの監査体制強化を図りました。今後は全ての連結子会社を定期的に現地・現物で監査していく計画です。

これらの内部統制の整備と強化に向けた活動の総括は、毎年4月に開催される取締役会で報告され、その適正性が確認されています。

役員のスリム化

2019年4月1日より、執行役員は階層を減らし、副社長執行役員および執行役員により構成される体制に変更いたしました。これにより、執行役員全員が現場に密着し、スピード感を持って業務執行できるようになりました。また、2019年6月18日開催の定時株主総会后より、経営体制をスリム化し、取締役9名体制（従来14名）とすることにより、意思決定と業務執行の分離を進め、迅速な意思決定および業務執行のさらなる監督強化を図りました。一連の変更により、役員（取締役、監査役および執行役員）の人数は、2019年3月末の48名から、定時株主総会后には32名となりました。



役員報酬

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

〈報酬構成とその支給対象〉

役員区分	月額報酬	賞与	株式報酬	趣旨
取締役 (社外取締役を除く)	○	○	○	業務執行を担う役割のため、固定報酬である月額報酬と、業績に連動する賞与・株式報酬の報酬構成としています。
社外取締役	○	-	-	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、月額報酬のみとし、賞与および株式報酬の支給はありません。
監査役	○	-	-	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、月額報酬のみとし、賞与および株式報酬の支給はありません。

※ 取締役の報酬制度の見直しについて
当社は2019年6月18日開催の第96回定時株主総会において、取締役の報酬制度を見直しました。当社の社外取締役を除く全ての取締役の報酬は、役職に関わらず、月額報酬(固定報酬)：賞与(短期インセンティブ)：株式報酬(長期インセンティブ)の割合が、基準額で概ね50%：35%：15%程度となるように設定しています。

〈取締役報酬の方針および決定方法〉

月額報酬については、職責や経験、および他社の動向を反映させた報酬としています。また、賞与については、各期の業務執行の成果としての連結営業利益額をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しています。株式報酬については、株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして位置づけるために、譲渡制限付株式報酬を導入しています。

ステークホルダーとの関わり

多様なステークホルダーとの対話を重視

ステークホルダーの皆様の期待に応え、アイシングループでは、お客様、株主・投資家様、仕入先様、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの対話を重視しています。

取締役の月額報酬および賞与の報酬総額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会にて年額6億円以内(うち社外取締役分 年額75万円以内)と決議されています。また、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会にて年額1億円以内と決議されています。

取締役の月額報酬、賞与および株式報酬については、社長、担当副社長および社外取締役が報酬審議会にて上記方針に従い、役職ごとの金額を検討した上で、取締役会にて決定しています。

〈監査役報酬の方針および決定方法〉

監査役の月額報酬は、職責、他社の動向を反映させた報酬としています。監査役の月額報酬は、2010年6月23日開催の第87回定時株主総会にて月額150万円以内と決議されています。各監査役の月額報酬額は監査役の協議により決定しています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	687 (36)	438 (36)	248 (-)	17 (3)
監査役 (うち社外監査役)	124 (25)	124 (25)	- (-)	5 (3)
計	812	563	248	22

当期の賞与は、連結営業利益2,055億円をベースに決定しています。



株主総会後の展示館コムセンター見学会

情報の保護・管理

情報セキュリティの強化

〈基本的な考え方〉

アイシングループでは、「会社情報」「得意先・お客様情報」を情報漏洩やサイバー攻撃などの脅威から守ることは、リスク管理上の重要課題と捉え、情報セキュリティ強化に取り組んでいます。

〈具体的な取り組み〉

「オールトヨタセキュリティガイドライン」(ATSG)を連結会社全社に展開し、サイバー攻撃等に対応する仕組みとして社内ネットワークなどの情報システム強化、入退場管理や社内撮影のルール化などハード・ソフト両面から対策を実施しています。また、従業員の意識向上のため継続的に教育・啓発活動を実施。情報セキュリティに関する取り組みについても定期的に点検を行い、改善を図っています。

知的財産活動

特許情報の活用推進とグループ連携強化

アイシングループの競争力強化に貢献するため商品企画の段階から知的財産部が関わり、特許情報に基づき他社の特許ポートフォリオや開発動向を把握。開発の方向性をガイドするほか、グループ協業で次世代成長領域への知財支援をしています。

知財管理におけるグループ連携を高めるために、グループ主要13社が扱う全ての商標の調査や出願、権利化・権利更新などの業務の集約化を図り、グループ一体となった商標管理業務の合理化や信頼性向上を推進しています。

海外の開発拠点では知財機能強化のための知財取り扱い規程やインフラ整備が完了。北米/欧州には40年以上、担当者を現地に配置しています。

また、特許登録率やグローバル性等が評価され、クラリベイト アナリティクス社より5年連続で「Derwent Top 100 グローバル・イノベーター」*に選出されています。

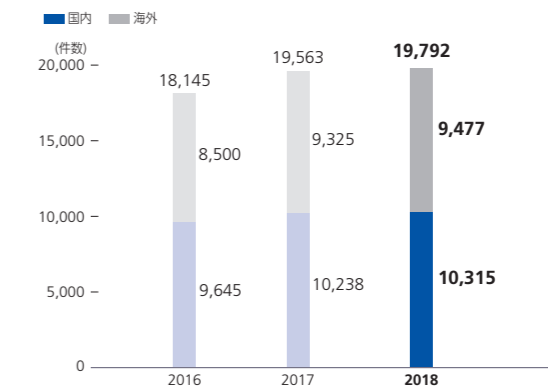
※ クラリベイト アナリティクス社が独自に保有する特許関連のデータをもとに知的財産・特許動向の分析を行い、世界で最も優れた研究開発活動、知的財産管理を行っている企業や機関を表彰する賞。

個人情報の管理

アイシングループでは、業務上取り扱うお客様・取引関係者様・従業員などの個人情報について、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を順守するために、取り扱いに関するルールや体制を確立し、個人情報を適切に管理しています。

2018年5月に施行されたEU(欧州連合)の「一般データ保護規則」(GDPR)など、個人データ保護に関する法制度の強化が世界的に進む中、個人データの処理などのルール整備を進めています。

アイシングループ*特許保有件数



※ グループ主要13社。
※ 2017年度よりアート金属工業の保有件数を加えています。

2018年度商標業務取り扱い件数

出願	拒絶対応*1	更新*2	更新検討依頼
14件	43件	32件	112件

※1 拒絶対応:特許庁から登録できない旨の通知を受けた際の対応件数。通常は申請内容を補正して登録に持っていきます。
※2 更新:商標は登録期間が決まっており、商標権の存続を望む場合は商標権者が自ら更新手続きの申請を行う必要あり。この対応件数になります。

リスクマネジメント

グローバルなリスク管理体制

アイシングループでは、グループ主要13社の取締役社長が参画する「(連結)危機管理委員会」において、企業経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを洗い出し、グループ各社が連携してリスクマネジメント体制の強化やリスク対応力の向上に努めています。また、CRO(チーフ・リスク・オフィサー)のもとリスクの顕在化と未然防止を図り、危機に強い企業づくりに取り組んでいます。

グローバルなリスク管理体制としては、国内グループ会社はもちろん、北米、中国、欧州、豪亜、ブラジル・インドの各地域を統括するトップが、グループに共通する経営上のリスクと国や地域によって異なるリスクの情報を共有することによって効果的な対策を推進。今後ともグループ連携をさらに高め、グローバルな視点でリスクマネジメントを強化していきます。

災害に強い人づくり・仕組みづくり

アイシングループでは、平時(リスク発生前)から緊急時(リスク発生時)の対応に関する実践要領をまとめた「危機管理ガイド」に基づき、一人ひとりの従業員がリスク発生時に的確な行動をとれるよう教育・啓発活動に取り組み、災害に強い企業づくりをグループ一体となって推進しています。



アイシングループBCP会議(熊本地震発生の日)

2018年度の取り組み

・グループ各社の工場で、建屋、吊りもの、クレーン、変圧器、型ラック、大型設備の固定などを実施

大規模地震に対する減災対策としては、「アイシン・グローバル・セーフティ・スタンダード」(AGSS)と被災した熊本、大阪、北海道での地震の経験に基づいた減災対策を計画的に実施しています。また、それらの災害で得た「学び・気づき」をしっかりと伝承するために、グループ主要13社のトップ、役員、関連部署などが参加する「アイシングループBCP会議」を毎年、熊本地震発生の日に開催しています。

大規模災害初動力の強化

地震など大規模災害に備えて、「人命・安全」「地域貢献」「生産復旧」を基本方針として、災害発生時の対応力を強化しています。

災害発生時の実践力強化を図るため、これまでの各社・各拠点ごとの対策本部体制に加え、グループでの情報一元化や応援等連携強化を目的としたグループ総本部体制を構築し、「グループ総本部初動シミュレーション訓練」を実施しています。この訓練は大規模地震発生を想定し、グループ総本部と各グループ会社の拠点を結んで初動対応に必要な対策本部の運営や情報収集方法・意思決定内容を確認するものです。

また、各拠点では、初動措置を確実にするための実働訓練(消火・救助・救護・周辺被害調査・建屋入場可否判断・昼夜避難訓練等)を実施し、初動対応の実践力を強化しています。



グループ総本部初動シミュレーション訓練の様子

コンプライアンス

社会的責任の基本を周知徹底

アイシングループでは、「アイシングループ企業行動憲章」においてコンプライアンスの徹底を宣言するとともに、本憲章の理念を実現するための「社会的責任を踏まえた行動指針」を全従業員に周知徹底しています。また、トップ自らがコンプライアンスのさらなる強化をリードしています。

グループでコンプライアンスを推進する体制づくり

アイシングループでは、法令順守を含む企業倫理に関する重要事項について審議し、その方針を決定する会議体として、2018年4月から「(連結)企業行動倫理委員会」を設置し、定期的開催しています。「(連結)企業行動倫理委員会」には、グループ主要13社の取締役社長とコンプライアンス担当役員が参加し、コンプライアンスの活動方針や、独占禁止法、贈収賄規制等の法令の順守状況を確認しています。

コンプライアンス研修の展開

アイシングループでは、コンプライアンス活動を推進するのはあくまで人であると考え、従業員に対する階層別研修、職場管理者や役員向けの研修を行い、すみずみまでコンプライアンス意識を浸透させています。

2018年度からは、国内連結対象会社の各部の代表者を対象に、グループ本社の法務部が直接コンプライアンス研修を行っています。また、関係部門を対象に、独占禁止法、安全保障輸出管理などのテーマ別研修も行っています。

10月には「アイシングループ企業行動倫理強化月間」を実施、全従業員が普段の行動を振り返り、企業行動倫理について考える機会をつくっています。企業行動倫理強化月間においては、国内連結対象会社の全従業員にコンプライアンス意識調査を実施。2018年度は、約7万8千人から回答があり、職場におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を確認しました。



コンプライアンス推進者研修会

海外子会社に対しても、現地のコンプライアンス推進部門が、企業行動倫理の研修を実施しています。例えば北米では、独占禁止法やハラスメント防止など、地域特性を踏まえたテーマ別研修も実施しています。

内部通報窓口を設置し、不正行為などの早期発見・是正を徹底

アイシングループでは、コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置し、「アイシングループ企業行動倫理強化月間」などで窓口の周知徹底を図っています。

アイシングループで働く全ての人とご家族などから、匿名も含めて広く相談を受け付け、不正行為などの早期発見と是正に努めています。通報や事実調査への協力により不利益な扱いを受けないよう、秘密保持や関係者への事前注意を徹底しています。2018年度は、対応が必要なコンプライアンスに関わる通報・相談がグループ全体で125件あり、適切に対処しました。

また、海外でも内部通報窓口の設置を推進しており、例えば、北米、アジアではグループ共通窓口の運用を進めています。

コンプライアンスに関する通報・相談件数(アイシングループ)

2018年度 **125**件

通報・相談の内訳はウェブサイトよりご確認ください。



独占禁止法

独占禁止法については、従業員、職場管理者、役員向け研修において、国内連結対象会社の関係部門を対象に、意識・理解の徹底を図っています。今後、受講者を拡大し、職種に応じたより効果的な研修を実施していきます。

贈収賄防止

アイシングループでは現在、腐敗防止に関しての罰金や罰則、解雇件数はありませんが、「贈収賄防止のためのガイドライン」を各言語で作成し、海外を含めたグループ会社へ配布するほか、研修も実施しています。

さらに、仕入先に対しては、贈収賄防止の規則等を確認し、リスク評価を行っています。